

会 議 記 録

会議名称	杉並区子ども・子育て会議（令和6年度第2回）	
日時	令和6年7月26日（金）19時00分～20時51分	
場所	杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室	
出席者	委員名	大山会長、大村副会長、小川委員、佐藤委員、高田委員、宮内委員、大野委員、有馬委員、小俣委員、久保田委員、手島委員、東郷委員、狩野委員、小林委員、四童子委員、中村委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭部子ども政策担当課長、子ども家庭部地域子育て支援課長、子ども家庭部児童相談所設置準備課長（子ども家庭支援課長兼務）、子ども家庭部保育課長、子ども家庭部児童青少年課長、子ども家庭部学童クラブ整備担当課長、保健福祉部障害児支援担当課長（障害者施策課長兼務）、杉並保健所保健サービス課長
傍聴者数	1名	
配付資料等	<p>資料1 杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表</p> <p>資料2 杉並区子ども・子育て会議事務局名簿</p> <p>資料3 杉並区子ども家庭計画（令和7～11年度）の構成（案）について</p> <p>別紙1 第3期子ども・子育て支援事業計画における区域の設定について</p> <p>別紙2 子ども・子育て支援事業計画に新たに位置づけられる事業について</p> <p>資料4 杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について（答申）</p> <p>資料5 「（仮称）杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定について</p> <p>別紙1 子どもアンケート（杉並区子どもの居場所意識調査）集計結果</p> <p>別紙2 子どもの声（子どもヒアリングから）</p> <p>参考資料 子どもワークショップ シーズン2の実施状況</p>	
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題及び報告事項</p> <p>（1）「杉並区子ども家庭計画」の骨子案について</p> <p>（2）「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組について</p> <p>（3）「（仮称）杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定について</p> <p>3 その他</p>	
大山会長	<p>それでは、定刻になりましたので、令和6年度第2回杉並区子ども・子育て会議を開催いたします。</p> <p>最初に、事務局から連絡事項や資料の確認をお願いいたします。</p>	
子ども政策担当課長	<p>それでは、初めに、定足数の確認をさせていただきます。定足数につきましては、条例第6条第2項により、委員の半数以上の出席で成り立</p>	

	<p>たします。本日は、根岸委員からご欠席の連絡を頂いており、また、1名の委員の方がまだお見えになっていらっしゃいませんが、委員の半分以上の出席がございますので、会議は有効に成立しております。</p> <p>続いて、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の次第が1枚。</p> <p>次に、資料1、委員名簿。こちらの裏面は本日の席次表となっております。席次表つきましては、根岸委員のご欠席に伴い、差し替えを席上に配付させていただいております。</p> <p>続いて、資料2が事務局名簿となっております。</p> <p>続いて、資料3「杉並区子ども家庭計画（令和7～11年度）の構成（案）について」。</p> <p>資料3 別紙1「第3期子ども・子育て支援事業計画における区域の設定について」。</p> <p>資料3 別紙2「子ども・子育て支援事業計画に新たに位置づけられる事業について」。</p> <p>資料4「杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について（答申）」。</p> <p>資料5『（仮称）杉並区子どもの居場所づくり基本方針』の策定について」。</p> <p>資料5 別紙1「子どもアンケート（杉並区子どもの居場所意識調査）集計結果」。</p> <p>資料5 別紙2「子どもの声（子どもヒアリングから）」。</p> <p>最後に参考資料として、「子どもワークショップ シーズン2の実施状況」となります。</p> <p>資料は以上となりますが、不足等ございませんでしょうか。不足がある場合は挙手をお願いいたします。</p> <p>次に、本日の会議につきましては、会議記録の作成のために録音をさせていただいておりますが、録音した音声そのものは公表しませんので、ご了承ください。</p> <p>会議記録につきましては、発言の要旨を記録する形でまとめ、委員の皆様にご確認をさせていただいた後、区のホームページ上で公表します。会議終了後、3週間程度を目途に公表してまいりますので、内容の確認についてはタイトなスケジュールでお願いすることになるかと思いますが、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
大山会長	<p>それでは、本日の議題及び報告事項は3つを予定しておりますので、1つにつきまして説明・質疑合わせて20分程度を目安にさせていただければと思います。会議終了は午後8時30分を目途とし、効率的かつ活発な議論を行ってまいりたいと思います。議事進行にご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>まずは、(1)「杉並区子ども家庭計画」の骨子案について、事務局から説明をお願いします。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、「杉並区子ども家庭計画」の骨子案についてご説明いたします。A3判の資料3を開いていただけますでしょうか。こちらが計画の構成（案）となります。</p> <p>現行の計画と同様に、全体で5つの章で構成したいと考えております。資料の真ん中の列、「主な記載事項」のところいくつか下線を引い</p>

てお示ししているところがございますが、こちらが今回の改正により変更となる部分でございます。

それでは、第1章から順にご説明いたします。

まず、第1章では「総論」ということで、計画改定の趣旨や位置づけ、計画期間といった基本的なところを中心に書いてまいりたいと思っております。この中の2の「計画の位置付け」のところですが、現行の計画では、冒頭に記載があります保健福祉計画の体系や基本理念、本計画が保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画であることについては、こちらに記載をすることといたします。

次に、第2章では、関連する統計や調査結果などを交えながら、子ども・子育てを取り巻く状況について記載をしていきたいと思っております。区の実施に対する評価については、現行の計画についての評価ということになりますので、現行の計画の施策体系に沿った評価を記載いたします。

次に、第3章では、各施策の現状と課題、施策目標、事業の概要等の具体的な取組を現行の総合計画の体系に合わせて記載をまいります。総合計画の体系については資料の右側、備考欄にございます4つの施策で構成をしているところでございます。

次に、裏面に参りまして第4章では、子ども・子育て支援事業計画に係る部分になります。こちらにつきましては、第2期の計画期間が6年度までということで、第3期の計画になってまいります。

1の「計画の位置付け」では、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画であることや、この章では国の基本指針に基づく必須記載事項とされている事業の「量の見込み」と「確保の内容及びその実施時期（確保量）」を示した計画であることを記載してまいります。

また、子ども・子育て支援事業計画を包含した形で現行の計画を策定した際、任意記載事項や子ども・子育て施策全般の取組とその考え方については、1章から3章の中で全体的に表現するようにいたしました。が、今回もそのような形で表現してまいりたいと考えておりますので、そういったことも記載をしてまいりたいと考えております。

次に、2の「区域の設定」でございます。こちらについては別紙の資料1を御覧いただけますでしょうか。

まず、子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、その区域ごとに量の見込みや確保量を定めることとされております。また、この区域については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業で共通の区域設定とするのが基本となっております。

杉並区では、平成26年度に策定いたしました第1期計画、令和元年度に策定いたしました第2期計画ともに、区全体を1つの区域として設定をしております。この考え方は、区の施設配置基準である7地域で幼稚園や保育施設の利用実態を見たときに、居住地域とは異なる地域にある施設を利用するケースも多いといったことから、このような設定にしたものでございます。

今回、この第3期計画の検討に当たって、区の状況を改めて確認いたしました。

まず、3の(1)認可保育所申込者数については、棒グラフを御覧いただくと、区の全体の合計数では前年度比のマイナスという状態が続いております。また、全体として需要は減少傾向となっております。ただ、地

域ごとの状況を示す折れ線グラフのほうを見ていただくと、地域によって年度による増減があり、これは例えば大規模な集合住宅の建設があったり、そういった影響を受けることによるものと考えております。

次に、裏面を見ていただいて、(2)の認可保育所等の定員充足率ですが、こちらは90%程度となっている地域が多く、全ての地域で在籍児童者数が定員数を下回っている状況となっております。

次に、(3)の施設の地域内利用率も御覧いただければと思います。地域内利用率というのは、居住している地域で教育・保育施設を利用している児童のうち、その居住している地域内の施設を利用している児童の割合を示すものでございますが、保育施設のほうでは57%から92%と地域によって差がある状況がございます。

これについて、地域内利用率の低い地域にお住まいの方の通園先を確認してみたところ、隣接する地域にある自宅の近くの園に通園している方が多いという状況が確認できました。また、西荻地域や高円寺地域、方南・和泉地域といった地域内の施設に通うことで通勤や買い物などの利便性が保てるということが考えられる地域については、比較的地域内利用率が高くなっているという傾向も見受けられました。

このことは、定員充足率と地域内利用率の関係にも表れておりまして、地域内利用率の低い井草地域や荻窪地域、阿佐谷地域、こういったところではそれぞれ隣接する地域に通うことがあるため、地域内利用率はそれほど高くない。ただ、各地域ともそれぞれに隣接する地域からの流入といったものもあるため、結果的に定員充足率は9割程度となっていると考えられるものでございます。

また、幼稚園、子供園の地域内利用率についても38%から71%ということで差があるのですけれども、これについては園の教育方針ですとか、送迎バスのルートですとか、そういったものが関係することが考えられ、必ずしも地域の中の幼稚園に通うことにはならないということがあるのではないかと考えているところです。

これらのことを踏まえまして、第3期計画における区域の設定については、第2期計画と同様に「全区による1区域」としまして、施設・事業の整備に当たっては地域バランスを考慮して必要な調整を図ることとしたいと考えています。

それでは、資料3にお戻りいただきまして、第4章の3「就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等」のところを御覧ください。

ここについては、法改正に伴いまして、新たに6つの事業が追加される予定です。こちらについて、資料3の別紙2を御覧いただければと思います。

令和4年6月に成立しました児童福祉法等の一部を改正する法律では、虐待の発生を未然に予防するための支援の強化として、子育て世帯への支援を強化するための訪問による家事支援事業ですとか、親子関係の形成に向けた支援事業といったものが盛り込まれております。

また、先月成立しました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律では、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の取組として、妊婦のための支援給付と併せた妊婦等に対する相談支援事業や、「こども誰でも通園制度」の創設、産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置づけることなどが盛り込まれています。

第3期計画では、これらの法改正に伴い、追加される事業についても

	<p>量の見込みや確保量を記載し、計画的に整備をすることとなる予定です。具体的な算出方法については、国の基本指針の改正内容や、今後、量の見込みの算出方法等を示す手引きが改定される予定ですので、その内容を確認していくこととなりますが、本日は追加予定の事業について所管の課長から簡単にご説明をさせていただければと思います。</p>
<p>児童相談所設置 準備課長</p>	<p>児童相談所設置準備課長と子ども家庭支援課長をしております三浦です。私から、子育て世帯訪問支援事業から親子関係形成支援事業までの3つの事業を説明させていただきます。</p> <p>まず、3つの事業ですけれども、先ほどご説明があったように児童福祉法が改正されまして、新たに児童福祉法に位置づけられた事業であり、計画的に進めていく必要があるということで、子ども・子育て支援事業として位置付けられてございます。</p> <p>1つ目の「子育て世帯訪問支援事業」です。これは、要保護児童、要支援児童のご家庭に訪問して、子育てに関する情報の提供や家事・育児等の援助を行うことを目的としている事業になっております。1枚戻っていただきまして、今までは第2期子ども・子育て支援事業計画の⑩「要保護児童等の支援のための事業」の中に入っていたのですが、ここから分岐して、この4月から始めているものでございます。</p> <p>次に「子どもイブニングステイ」、国の事業では「児童育成支援拠点事業」という名称になっております。こちらの目的は、養育環境に課題を抱えていて、家にも学校にも居場所がない要保護・要支援児童、特に杉並区では中・高校生の子どもが安心して過ごせる環境を整備し、その中で個別の状況に応じた支援を提供するという事業の内容になっております。こちらにつきましては、事業内容に書いてあるように、令和7年1月からの開始を目途に今準備を進めているところです。</p> <p>次に、4ページ目の「親子関係形成支援事業」です。こちらは、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が親子の関係や子どもとの関わり方を学んで、健全な親子関係の形成を図れるように支援することを目的としている事業になっております。こちらも要保護・要支援児童のいるご家庭を対象にしております。既にこういった支援を受けたほうがいいたろうという保護者がいらっしゃったことから、昨年度から先んじて始めている事業になってございます。</p>
<p>地域子育て支援 課長</p>	<p>次のページに移ります。地域子育て支援課長の岡本と申します。</p> <p>「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業」については、妊婦のための支援給付と併せて妊婦等に対する相談支援事業を実施して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。</p> <p>対象者は妊婦でして、事業内容としては、妊婦のための支援給付では妊娠の届出をした妊婦に5万円を支給して、出産後にはお子さん1人につき5万円支給します。その際に両方ともアンケートを取るのですが、アンケートの結果、必要であると思われる方は相談支援につながるなど、妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせて行います。</p> <p>実施状況ですが、妊婦のための支援給付については、現在「杉並区出産・子育て応援事業」、いわゆる出産・子育て応援ギフトとして同様の給付事業を行っております。ゆりかご面接の際に出産応援ギフト5万円相当、すこやか赤ちゃん訪問の際にお渡ししている子育て応援ギフトについては、都の補助金5万円分と合わせて、10万円相当のギフトをお渡ししております。</p>

	<p>妊婦等包括相談支援事業につきましては、現在、区の伴走型相談支援で既に行っておりますゆりかご面接や妊娠後期（8か月）の電話相談、生後4か月までのすこやか赤ちゃん訪問の機会を活用して情報提供なり相談対応などを行うとともに、必要な支援につないでいく事業でございます。</p>
保育課長	<p>保育課長です。私からは、7ページ「こども誰でも通園制度」について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、事業の目的ですが、全ての子育て家庭に対しまして、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とした事業でございます。</p> <p>内容としましては、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わずに時間単位でお預かりをする制度でございます。具体的には、満3歳未満のお子さんを対象にしまして、就労要件を問わずお預かりする制度でございますが、令和6年度はまだ試行段階でございます。杉並区では令和6年度に試行事業として今実施しているところでございます。</p> <p>現在試行ですので、時間については1人当たり月10時間という制限の中で定期的にお預かりをするもので、ページをめくっていただきますと、9ページに「保育室若杉で」というチラシがございます。7月から保育室若杉で「こども誰でも通園制度」の試行事業を開始したところでございます。定員50名で募集を開始しまして、応募が74名ございました。今後は私立保育園とか家庭福祉員に広げまして、10月からプラス17施設で試行事業を実施する予定でございます。</p>
地域子育て支援課長	<p>地域子育て支援課長からご説明いたします。おめくりいただきまして、「産後ケア事業」のところでございます。</p> <p>まず、一般の産後ケアについてご説明させていただきます。これは令和3年度から行っている事業ですけれども、事業目的としては、産後の母子などに対し、母親の身体的回復、心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。</p> <p>対象者につきましては、3年度に開始したときは、心身の不調や何らかの育児不安がある方で産後6か月未満のように条件があったのですが、現在はここに書かれているとおり、「産後6か月未満の乳児とその母で、産後ケアを必要とする方」と、必要と思われる方はどなたでもということになっています。</p> <p>産後ケアの事業内容としては、助産師などの専門スタッフが宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導などを行います。</p> <p>実施状況といたしましては、現在、21事業者に委託しまして、令和5年度は1,382件の利用申請を承認して、1,883件、延べ日数2,776日の利用がありました。これは毎年順調に伸びています。</p> <p>今回、法定事業化に伴って、現在、各区で行っている産後ケア事業について、今後は国、都道府県、市区町村の役割を明確化して、計画的な提供体制の整備を行う必要があるため、区としては計画を作成して、量の見込みと提供体制の確保の内容を定めるということになっております。一般については以上です。</p>
子ども家庭支援課長	<p>要支援の産後ケアについて、子ども家庭支援課長から説明をいたします。</p>

	<p>こちらは同じ産後ケアの中でも、要支援・要保護児童として要保護児童対策地域協議会に登録された妊婦または乳児及びその母を対象とするものになっています。例えば、なかなか自分でサービスにつなぐことができなかつたり、特に産後ケアの事業者さんと綿密に連携を取る必要がある方、また、産後ケアを使った後にも別のサービスにつなげていかななくてはいけない方などを対象にした要支援産後ケアを別にやっております。</p> <p>こちらについてはオープンではなくて、子ども家庭支援センターや保健センターで支援している方を直接つなげるという形を取っておりますので、外に広く公表しているものではございません。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、また資料3にお戻りいただきまして、続いて、第5章の「計画の推進に当たって」に移らせていただきます。</p> <p>これについては、これまでと同様に子ども・子育て会議の意見を聞きながら、毎年度の進捗状況を点検・評価することなどを記載したいと考えております。</p> <p>最後の資料編については、区が実施した調査の結果や包含する計画に関する指標等のデータを記載いたします。</p> <p>今回お示しした計画の骨格は、どんなものができるのかまだよく分からないようなものでございますけれども、次回、第3回の会議では素案という形でお示しをしたいと考えております。その際にはより具体的にお話しできればと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本件についての説明は以上でございます。</p>
大山会長	<p>改定する杉並区子ども家庭計画に主に記載する事項やその考え方等について、現時点の案として骨格となる構成（案）を示していただきました。また、子ども家庭計画に含まれる子ども・子育て支援事業計画については、区域の設定や新規に位置づけられる事業についてもそれぞれご説明を頂きました。</p> <p>委員の皆様からご質問やご意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>2点ございます。1点目ですけれども、資料3の第2章「区を取り巻く状況」で、「現行の子ども家庭計画の施策体系に沿ってこれまでの区の取組に対する評価を記載する」とあります。私はこの点は大切に、とてもいいことだなと思っております。</p> <p>質問ですけれども、この評価は行政評価とか政策評価といったものでしょうか。誰がどのように評価するのか気になります。よろしく願いします。</p>
子ども政策担当課長	<p>今、行政評価か政策評価かというお話を頂きましたけれども、現行の子ども家庭計画では、基本的にはそういった施策評価とかからいろいろなものを見ていって、大きな施策の柱として全体的に見てどうだったかという状況を踏まえて文章で記載をするという形で今書いておまして、今回もそういった形で評価をして記載をしていきたいと考えているところです。</p>
小川委員	<p>ありがとうございます。この下に「SDGsへの取組」という言葉が書いてありますけれども、民間企業ではこれだけを掲げていて、SDGsが独り歩きしている企業も目立つところがあるので、ぜひ目標と実績、PDCAを回して確認していただきたいなと思いました。</p> <p>2点目ですけれども、資料3の別紙2の5ページ目「新たに位置づけられる事業」として「妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業」</p>

	<p>です。この事業内容ですけれども、妊婦さんのケアにもつながると思いますので、ぜひ今後もこういった施策を続けていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
大山会長	<p>今の2点目はご要望ということによろしいでしょうか。</p>
小川委員	<p>そうです。</p>
大山会長	<p>では、事務局として受け止めていただければ結構です。ほかはいかがでしょうか。</p>
四童子委員	<p>資料3別紙2の7ページ「こども誰でも通園制度」に関してご質問いたします。</p> <p>全ての子育て世帯を対象としているということで、大変すばらしい施策、事業をトライアルで行っていただき、本当にありがとうございます。</p> <p>質問ですが、「全ての」と書いているということは、障害児も対象という理解でよろしいでしょうか。</p>
保育課長	<p>ご質問にあったとおり、障害がある方もこの事業の対象としてございます。</p>
四童子委員	<p>ありがとうございます。障害児といっても、様々な症状を持っている子どもたちがいます。重度心身障害児の保護者がこの事業を利用したいといった場合、どのようなサポートが受けられるのでしょうか。</p>
保育課長	<p>サポートにつきましては現在事業が試行段階でございまして、保育士についてまだ手厚い事業の経費が組まれているものではございませんので、どこまでサポートできるか、まだ試行段階のときにはご期待に添えるようなサポートはちょっと難しいのかなと思ってございます。</p> <p>事業の目的がいろいろなお子さんとの関わり合いを持つところからスタートしてございますので、重度の方の利用につきましてはこれからの課題だと私たちは捉えてございます。</p>
四童子委員	<p>とはいっても、レスパイト的な要素をもつ事業だと思います。本当に大変な重い障害を持っているその保護者の方をサポートする1つの施策だと思いますので、例えばそこに看護師が必要というようなことが出てくるかもしれませんが、柔軟にご検討いただければと思います。</p>
大山会長	<p>ほかはいかがでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>児童福祉法の改正に伴って追加の事業をたくさん検討していただいて、とてもありがたいなと思います。</p> <p>私がひとり親家庭というところで気になった部分ですけれども、資料3の別紙2の最初の「子育て世帯訪問支援事業」ですとか「親子関係形成支援事業」で、対象者が「要保護・要支援児童のいる家庭」ということですけれども、母子家庭の貧困率が48%と言われていたり、養育費受給率もまだ28%というところで、なかなか厳しい環境にいる方が多いのではないかなと思うのです。</p> <p>親が2人そろっている家庭に比べて、誰も頼れない母子家庭の場合、精神疾患率が2.75倍というところで、今回の児童福祉法の改正のメインの虐待につながりやすい環境にもあるのではないかなと思うのですけれども、今回追加された事業の中で、ひとり親向けのこういう事業だったり、受けられるサポートは何かありますでしょうか。</p>
子ども家庭支援課長	<p>ひとり親の家庭ということではないのですけれども、この要保護・要支援児童のいらっしゃる家庭の中には、例えばひとり親で疾病をお持ちになっていたり、非常に子育てに悩んでいたりとというようなご家庭の方も含んでいますので、そういったご家庭も含めて支援をするということ</p>

	<p>考えている内容になっております。</p>
佐藤委員	<p>ちょっと話がずれるかもしれませんが、東京都で面会交流、親子交流の支援事業があるのですけれども、結構そちらも予約でいっぱい受けられないというところで、この後、子どもの権利のお話もあると思うのですけれども、子どもが自分のルーツを知るといことも子どもの権利の1つだと思うので、その面会交流事業も今後自治体で率先してやっていただけるとうれしなと思っております。</p>
大山会長	<p>そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 では、杉並区子ども家庭計画の骨子案については、案を了承いたします。 次に、(2)「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組について説明をお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、資料4をご用意ください。 子どもの権利に関する条例の制定に向けた取組については、この間、審議会の開催状況ですとか、子どもからの意見聴取の取組などの進捗状況について、適宜、この会議でも報告をさせていただいてまいりましたが、昨年8月に設置しました子どもの権利擁護に関する審議会において、杉並区の子どもの権利擁護に関する施策に関して必要な事項について調査・審議をしていただき、このたび7月5日に審議会としての考えをまとめた答申の提出を受けましたので、ご報告させていただきます。資料4が審議会からの答申となりますが、本日はこの審議の経過や答申の内容について少しご紹介させていただければと思います。 資料4の後ろから2枚目の右上に「付属資料4」と書いてあるページがございまして、こちらが審議会の開催状況となつてございすけれども、部会も含めて合計10回にわたつて子どもの権利や区をはじめとする大人の役割、子どもの権利擁護を推進するための取組などについて議論を重ねていただきました。 審議会の委員の方々には、学校などにおける子どもからの意見聴取の取組に足を運んでいただき、そこで子どもの思いや考え、意見を直接聞いていただいたりということをして、それを踏まえて議論をしていただいています。 また、審議会で審議をした内容については、子どもワークショップを通して子どもたちに意見を聞き、その意見をこの答申に反映するといったこともしていただきました。 本日、最後に参考資料をおつけしてございまして、こちらが「子どもワークショップ シーズン2の実施状況」となつておりますので、こちらに子どもたちからの意見聴取の様子を載せておりますので、少しご紹介させていただければと思います。 こちらの参考資料を3枚おめくりいただきますと、審議会で考えた子どもの権利について、子どもから意見を聞いたときの様子が載つてございす。このときは、審議会で考えた子どもにとって大切な権利というものについて、よいと思つたものには青いシールを貼つてもらつて、意見を言いたいものにはオレンジ色のシールを貼つてもらい、さらにそれぞれについての意見をふせんに書いて貼つてもらつて、資料の写真にあるようなワークシートをまとめることをしていただいております。 また、参考資料の一番後ろの1ページ前のところを見ていただきますと、こちらには子どもの権利を守るための大人の役割について考えるワ</p>

ークショップの様子が載ってございます。このときは、区や保護者、学校、児童館などの施設、それぞれのところでの大人にやってほしいことを子どもたちに考えてもらった後に、審議会で考えた大人の役割について確認をして意見をもらおうといった取組をしております。

こうした取組を通しまして、子どもたちから様々な意見を聴き、その意見を踏まえながら答申をまとめていただきました。答申に反映した子どもの意見の一例を答申の最初のページのところにカラーの資料を挟んでいるのですけれども、こちらで少しまとめてご紹介しています。

この資料は、ワークショップに参加している子どもたち向けに、子どもから頂いた意見がどんなふうに反映されたかを伝えるために作成したものでございますので、少し子ども向けの分かりやすい、親しみやすい表現になっています。大人が読むと逆に分かりづらいところもあるかもしれないのですけれども、ぜひ答申と照らし合わせて、こんなふうに反映させたというところを見ていただければと思います。

答申の内容についても簡単にご紹介させていただければと思います。答申を1枚おめくりいただきますと、目次となっておりますけれども、杉並区の子どもの現状と課題を踏まえて、子どもの権利擁護の考え方、区、家庭、育ち学ぶ施設、区民及び事業者の役割、区における子どもの権利擁護を推進するために必要な方策について、といった構成になってございます。

主な内容としましては、4ページ『子ども』の考え方としては、子どもの権利条約と同様に、原則18歳未満の全ての者としますが、心身の状況や境遇によっては18歳未満と同様に考えることがふさわしい場合もあるため、そういった人も子どもの対象に含めるといったこと。

それから、子どもの権利については、条約における一般原則、差別のないこと、子どもにとって最もよいこと、命を守られ成長できること、子どもが意味のある参加ができること、この4点ですけれども、こういった趣旨をより分かりやすく基本理念として定めた上で、6つの権利としてまとめることをしております。それが7ページから8ページにかけて、6つの権利として記載がございまして、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「育つ権利」「意見を聴かれる権利」「守られる権利」「個別の必要に応じて支援を受ける権利」、こういったものを子どもにとって大切な権利として定めています。

次の9ページからは子どもの権利を守るための大人の役割ということになりますが、こちらでは子どもに関わる大人を、「区」、「家庭」、「育ち学ぶ施設」、「区民及び事業者」に分類しまして、それぞれの役割を整理していただきました。

子どもの思いや考え、意見を聞いて尊重すること、子どもの権利及び子育てについて理解を深めることといったことについては、子どもに関わる全ての大人に共通して記載をされておりますけれども、そのほか、例えば「区」ですとか、「育ち学ぶ施設」、そういった場所に応じた役割が記載されています。

最後に13ページからは、区における子どもの権利擁護を一層推進するための取組として、子どもを地域社会の一員として、意見を尊重しながら反映させる子ども参加の仕組み、子どもが困ったときに気軽に相談でき、権利侵害から救う相談・救済の仕組み、子どもも大人も子どもの権利についての理解を深めるための普及啓発、子ども施策の策定、実施及び検証の仕組み、こういったものを整えて、これらの仕組みを、条例

	<p>を根拠として継続的に実施していくことが必要である、とまとめている。この答申を受けて、区では子どもの権利擁護に関する条例制定に向けた検討をさらに進めてまいります。</p> <p>本日は答申のご紹介ということでお話をさせていただきました。本件についてのご報告は以上でございます。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。区が取り組んでいる子どもの権利擁護の推進に関し、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会から答申を受けたことについてのご報告でした。</p> <p>委員の皆様からご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>資料4の13ページの「子ども参加の仕組み」に「地域社会の一員として」という言葉があって、すごくいいフレーズだなと思いました。</p> <p>私自身、つい先日、杉七小で行われた盆踊りに家族で参加しました。その際に、おやじの会という保護者のお父さん方が一生懸命お祭りを運営されていて、参加されている子どもも本当に楽しんで、出店や屋台で買ったり、地域一体となつての取組だと思ったので、いい事例だと思いましたというご報告です。</p>
大山会長	何か事務局からあれば、どうぞ。
子ども政策担当課長	<p>「地域社会の一員」という言葉は、実は最初から入っていたわけではなくて、審議を重ねていく中で、審議会の公募の区民委員の方から、子どもというのは地域社会の一員、パートナーとして考えていくべきなので、そういった言葉をぜひ入れてほしいというご意見がありまして、ここに記載されたものでございます。</p>
大山会長	ほかはいかがでしょうか。
高田委員	<p>資料の14ページ「相談・救済の仕組み」の部分ですが、子どもが相談ができる場所というのはすごく課題が多いなと私も感じておまして、学校の先生が難しくなった場合の二の矢、三の矢のところはどこまで拾い切れるか。学童であったり、低学年までしかフォローしていなかったりもするので、相談室の設置も前向きに考えていただいているところだと思うのですが、どのような形で相談室を設けようとされているのかという今の方針を伺いたいのが1つ。</p> <p>もう1つ、その相談室に周りの大人が、相談室に関係しない大人でも直接つないであげること、要は塾とか習い事の大人であったり、近所に住んでいる大人が何か気になるなとなったときに、相談室につながるような仕組みみたいなのもあると、よりボランティアの動きも含めて子どものことを守っていけるのではないかと思います。そういう工夫もご検討いただいているかも伺えればなと思っております。</p>
子ども政策担当課長	<p>今、まさにおっしゃっていたとおり、子どもの相談というのが、例えば同じ教育分野内では相談がしづらいということで、そこではない部署で相談を受けるとか、もっと言えば第三者機関といいますか、区の組織ではないところで相談が受けられるということを考えて、この審議会ではそういった場所が必要ではないかというご意見をまとめてくださっています。</p> <p>また、この対象ですけれども、もちろん子どもが気軽に相談できるということがすごく大切ですが、その子どもの周りには大人についても、気になることがあったり、心配なことがあるということが出てくるかと思しますので、そういった方についてもぜひこういった相談機関を活用していただけるように普及啓発をしてまいりたいと考えてい</p>

	るところでございます。
高田委員	学校の先生にも相談できないとか、逆に家の大人が全部拾い切れない部分があるかなと感じていたので、第三者がここで入っていただけるのはいい取組かなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。
大山会長	ほかの委員の皆様からはいかがでしょうか。
久保田委員	子どもの権利につきましてこれを拝見していますと、就学前、幼稚園、子供園、保育園、そのレベルではどのように現場に落とし込んでいращやるのかお伺いしたいと思います。
子ども政策担当課長	現時点でそういった現場に、私ども子ども政策担当から権利についてのことを直接何かでという形では、あまりはっきりとはまだ十分にできていないかなと思うのですけれども、例えば昨年度、職員向けの研修などをしてきたりですとか、区の職員向けに子どもの権利についてという広報紙のようなものを作成しまして、広めていくような活動を始めていたりといったことがございます。 当然、まだ就学前のお子さんについては、小学生とか中学生の子どものように意見を直接言うということだけではございませんので、もちろん保育園、幼稚園の先生方にも伝わるように今後取り組んでまいりたいと思っております。
子ども家庭部長	お尋ねの趣旨の1つには、幼稚園とか就学前の子どもは、相談室ができたといっても、そこに直接行けないとか、分からないのではないかなという趣旨も含まれているのではないかなと思いました。 今回頂いた答申の中でも「子どもの権利の普及啓発」ということで16ページにも記載がございます。 子どもワークショップの子どもからの意見にもありまして、審議会の委員の中からも意見があったのですが、子どもの権利について子どもが知ることも大事だけれども、そもそも大人自身も子どもの権利について分かってもらわないとうまくいかないよねという話がありました。 そうした中で区の取組といたしまして、ちゃんと子どもの権利を子どもにも理解してもらおう。併せて大人自身も子どもの権利がどういものかということを理解していただく取組を、今、条例制定に向けて取り組んでおりますが、これからしっかりやっていかなければならないと思っております。 そういったことで理解が広まっていく中で、相談・救済機会があるのだと、ここにちょっと行ってみることができるといことがじわりじわりと伝わることによって、杉並区の中に子どもの権利について定着していけばいいなと。そのような形で進めていければなと思っております。
大山会長	小俣委員、お願いします。
小俣委員	私も長らく地域で子育て支援をしておりますが、前回もお話ししたと思うのですけれども、大人に向けてのサービスがかなり充実していると同時に、赤ちゃんや乳幼児の権利はどうなるのかなと思っています。 今、部長がお話しされたように、大人全体が子ども真ん中に考えないと、サービスだけがどんどん、現物支給だったり、お金のほうは充実されるかもしれないのですけれども、それがイコール赤ちゃん、子ども、乳児の権利がちゃんと尊重されているかどうかを十分考えるところで、それはもちろん地域のみんなもそうですけれども、この宝物を将来どうやって、成長を楽しみながら育てていくかということと同時にしていけないと、どんどん差が広がっていく感じがしています。すごく大事なと

	ころだと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。
大山会長	四童子委員、お願ひします。
四童子委員	ご説明いただきましてありがとうございます。このような答申の中で子どもの権利を推進していくというのはおっしゃるとおりでありまして、ぜひこれからも力強く進めていただきたいという思いです。一方で保護者の権利・親の権利について、何か意見が出たということはありませんでしょうか。
子ども政策担当課長	保護者についての権利と申しますか、大人の役割の中の1つで少し議論があったところですけれども、こういう役割があるとか、こうしなければならない、こういうことに努めなければならないという話が主体ではあるのですけれども、その中で10ページ、(2)の一番下の黒ポチのところを御覧いただくといいのかなと思うのですけれども、「保護者は、子どもを育てるに当たって悩んだり、困ったりしたときは、区や周りの人たちにいつでも協力や支援を求めることができます」というものがございます。 あと、その1つ上には「子どもの権利及び子育てについて理解を深めることに努めるとともに、理解を深める機会を提供される必要があります」ということで、この辺りは保護者がやらなければいけないということだけではなくて、一番子どもに近い存在で悩みも多い中で、しっかりと保護者を支えていくということも、これは社会だったり、区だったりというところの役割になってきますけれども、そういったことが必要なことだというお話がございました。
四童子委員	現状、様々な課題があるからこそ、子どもの権利を検討いただいているとは思いますが、子どもの権利を重視するあまり、例えば学校をお休みすることに対して、保護者の許可が必要ないとか、いかなる理由があっても保護者に相談する必要がないというような、ある種、行き過ぎた子どもの権利ではないかという声も聞こえてきます。利害関係というわけではございませんが、相対する価値観、立場も出てくるかと思いますので、慎重に議論することが重要なのではないかなと思いました。 これは意見でございます。よろしくお願ひいたします。
大山会長	ありがとうございました。 ほかの委員の皆様からはいかがでしょうか。
有馬委員	これまでの議論とはちょっと視点が変わるかもしれないのですけれども、子どもの権利を擁護するというに当たって、今、様々な居場所づくりという話がありましたが、何と申しても、乳幼児期から中学生までと考えても、一番基本的ベースになる居場所としては保育施設であったり、学校が最もベーシックな場所で、そここのところにおいて自分たちの心配事であるとか、相談事であるとかというのが、今の議論だと、そういったところでは話すことができないからというのが、この答申の中の1つの視点としてあるのかなと思いました。 逆に、特に区立の小学校であるとか、区が運営に携わって、また、教職員たちに関して教育委員会を通して責任を持っているところに対して、わざわざほかに行く必要はなく、自分たちが最もベーシックに身を委ねているはずの場所で子どもたちの権利や意見、あるいは心配事、悩みを聞き取っていくということに関してはどういったことをお考えになっているのかお聞かせください。
子ども政策担当	今のお答えになるかなと思うところが、実はこの答申の中でも議論が

課長	<p>あつて、その中で答申にまとまっているのですけれども、10 ページから「育ち学ぶ施設の役割」がございまして、次の 11 ページの（４）の前の下から 2 つ目の黒ポチのところに、「育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの悩みや困難を早期に発見するとともに、子どもにとって相談しやすい体制を子どもとの関わりの深さに応じて整えるよう努めます」という文章が載っています。</p> <p>これについては、もちろん子どもがどうしても困って、その場所できなかな相談ができないですとか、そういったときには先ほど申し上げたような第三者機関という位置づけのものが必要だろうということですが、その前段で、学校であったり、児童館であったり、あるいはそういったところとはまた違った育ち学ぶ施設という可能性もあるのかもしれないのですけれども、そういったところの大人たちは、子どもが困っていそうとか、何か気になっていそうだといったものをしっかりとキャッチをすることをしていく必要がありますよということ。それから相談に乗ること、ただ相談に乗るということではなくて、必要に応じてその子どもに関わる機関と協力をして適切に応じていく必要がありますよということを議論してくださっていました。</p> <p>こういったことについては、先ほどの保育園などでも職員の先生方がこういった権利について知っていただいて、適切に対応していただきたいということと重なってくるのですけれども、育ち学ぶ施設の職員については、子どもの権利について知って、適切に対応していただきたいと考えておりますし、そういったことについて私たちはしっかりと普及啓発をしていかなければいけないと思っているところでございます。</p>
子ども家庭部長	<p>補足をさせていただければと思います。学校現場での相談に対する体制をしっかりとやっていく必要があるのではないかというお話かと思っております。そのとおりで思っております。</p> <p>今、我々子ども家庭部から今回ご説明させていただいているところですが、子どもの権利擁護に関する審議会につきましては、審議会委員の中に小・中学校の校長会の代表の委員も入っております。併せて事務局には教育委員会も連ねておりまして、子ども家庭部だけではなくて、教育委員会と一体となってこの取組を進めさせていただいております。</p> <p>教育委員会で、まさしく学校現場における子どもの相談しやすい体制をしっかりとやっていく必要はあるという認識は我々も持っておりますし、それだけではなく、それでもなかなか相談しにくいときの体制はどうするかという議論の中で、今回、この相談・救済機関もつくっていくべきではないかということをお願いしていると認識しております。ですので、それぞれのところの取組はしっかりとやっていきたいと考えております。</p>
有馬委員	<p>その際に、こういった取組をしましょうというのを先生方への研修で済ませるとか、校長会でこういう話がされましたとか、教育委員会からこういう通達をします、努力をしてください、やってくださいというのは、具体的なものとしてそれが実を結んでいくことについては甚だどうだろうと思うところがあります。</p> <p>単純に言えば、私も 1 つの教育施設を預かっている者として言うならば、例えば先生方の就業体制 1 つ取っても人的にぎりぎりのところで、今、教師の数も少ない、足りないということが全国的にある中で、杉並区もいつそういった事態が起こるか分からない。部活動のことについてどうするのかについても先生たちに委ねている。地域の様々なイベント</p>

	<p>についても、先生方が結局コーディネーターとなって入らなければいけないという就業状況の中で、さらに子どもたちの素直な気持ちに対して向かい合っていく具体的な時間を捻出し、それらの問題に対して教員たちが校長を中心として取り組んでいく。そこには具体的な時間が必要になり、肉体的な体力が必要になるわけですから、その点は単に「こういった研修をやりました」「ペーパーを配りました」ということでは具体化しないのではないかというのが、私が懸念をしているところです。これは意見としてお伝えをしたいと思います。</p>
子ども家庭支援課長	<p>今も学校のスクールソーシャルワーカーや養護教諭の先生に、子どもがどうしてもほかの人に言えないことを相談して、その結果、子ども家庭支援センターにつながり、そういう子どもの支援などもしているということがございます。全部が全部そうしたところで相談を聞けるかというとなかなか難しいところがあるので、第三者機関もプラス必要かと思っています。</p> <p>確かに委員のおっしゃるように、普通に研修するだけではなかなか難しく、実際に現場へ足を運んで、こういうことがあるという具体例をお話ししながらやっていくという地道な作業が必要かなと思っています。そういったことでは、ペーパーを配るだけではなくて、実際に私たち職員もそこへ足を運んで、少しずつそういったことができるように先生たちを支援するという形で対応しているという、今そのように取り組んでいるところでございます。</p>
有馬委員	<p>道のりがなかなか険しいなというのが正直な思いであって、特に現場で子どもたちに一番長く向かい合う人間のところに、子どもたちを受け止める柔らかさをきちんと担保してあげないと、子どもたちのことについて「こういう相談があった。次にバトンタッチしました」では、相談を受けた人間もだんだん磨耗してしまうと思うのです。</p> <p>様々な数字で見せていただきますと、相談件数的には増えているという実態がある中で、当然、学校現場の教師が賄い切れる、担い切れるものではないにしても、それを受け止めている教師が受け止めた後、「それに関してはこっちの施設に回しますから」という、そこまで割り切った対応ができる先生というのは、逆にドライ過ぎるというか、怖いところがありますので、常にバックアップ体制を行政としてお考えになっていただけることは大変感謝なことだと思います。けれども、1つには前面に立っている人間、あくまでこれは人間が相対することなので、その前面に立っている方々が力不足であるとか、それができないといった中で、次は、次は、次はとやっていくというのは、ひたすら人的資源だけを投入していくことになって、要支援のお子さんの相談がありますという、それもまたさらに細分化されて、次にまたバトンタッチされますという。この考え方でいくと、今回、法律で様々なものが細分化されたのもそうですけれども、そこで負い切れないものは次のバトンタッチをする場所、そのバックアップをつけます、またバックアップをつけます。そもそもその前面に立って、一番初めにそれに会おう人たちが担えない、それに向かい合うことについて体力と時間が失われていくということについては、常にそれらの方々もまた大事にしてお考えになっていただきたいなと思います。</p>
子ども家庭支援課長	<p>委員がおっしゃるように、実はそこが求められていまして、今回、いろいろなサービスが新たにできていますけれども、サポートプランという、きちんとその1人にいろいろな支援機関が、そこだけに押しつける</p>

	<p>ということではなくて、チームで支援していくためのプランを作って支援をしていくようにというのが新たに始まっています。</p> <p>そういった中では、現場の学校の先生が手を引くということではなくて、その先生をどう支えて、どういったチーム、例えば保健センターの保健師や子ども家庭支援センターの職員や民間の事業者がどう手を取り合って支援をしていくのかということが今問われているのだなど。そういった支援もしていかななくてはいけないので、サービスだけでやっていくということではなくて、全体としてそこはどういうふうに関係性を持ってやれるかということが問われていると考えています。</p>
子ども家庭部長	<p>今の委員からのお話があったところで、教育現場の最前線に立つ教師に疲労が懸念されるということも意図に中に入ったのかなと受け止めさせていただきました。おっしゃるとおり、まさしく子どもたちと真っ正面から向き合う教師へは、この間、学校現場が厳しいと言われていることもあり、フォローは必要だと思っております。</p> <p>教育所管の話ではございますが、例えば学校現場の支援のために、今、杉並区の教育委員会の中で学校弁護士ということで、弁護士が個別の学校についての相談の対応を受けるような支援体制をつくらせたり、校長、副校長の支援体制を組むなど、なるべく学校現場の負担を軽減するような取組をさせていただいているところです。</p> <p>併せて、最初に相談を受けた人がその次につなぐということは本当に大事なところだと思います。いわゆる行政のたらい回しという懸念があるところですので、その部分については我々もしっかりと、自分のところでは対応できなかったとしても、それをしかるべき機関につなげるときには丁寧な対応をしなければいけないなど。言ったはいいけれども、そこがまたたらい回しになるということは避けなければならないと思いますので、そういったことがないように今後も心配りをして、制度設計と併せて運用について考えていきたいと考えております。</p>
大山会長	久保田委員、お願いします。
久保田委員	<p>就学前の現場の状況をお話ししますと、いわゆる子どもの権利ということに関しては、現場の施設長なり保育士なり、あるいは幼稚園の先生なり、基本的にはおおむね理解できていないのではないかなと思っております。</p> <p>ここにありますように、子どもがありのままの自分が認められる、尊重される現場があるかどうかと考えますと、いろいろな保護者から入ってくる話、ほかの園から来た保育士、あるいは幼稚園の先生などの話を伺う限りでは、大人主導というのが旧態依然で何も変わっていないという話をよく聞きます。</p> <p>子どもの権利について、本当に子どもたちがのびのび自分らしく育つからこそ自立ができて、社会的な責任が取れる人間に育つという大前提の中で、今の保育・教育制度はどうしたらいいのかというのはすごく迷うところです。</p> <p>例えば巡回相談などに来ていただく場合でも、その巡回相談にいらしてくださる先生方もすごく悩んでいらっしゃる、答えを探していらっしゃるという状況を伺います。</p> <p>だとしたら、子どもの権利とは一体何なのかというのを、私たちは基本に戻って考える時間も機会もないのではないかと思うのです。ゼロから振り出しに戻って子どもの権利を考えていかないと、きっと何も変わ</p>

	<p>らないように残念ながら思っています。</p> <p>残念ながらというのは、私たちが努力しても、一体どうすれば全体が変わるのかというのは本当に悩ましい問題で、できることがあるなら草の根でもいいからやりたい。でも、草の根でやるとしたら何十年かかるだろうと多分みんな思っていると思うのですね。根本的な問題が解決できない限り、子どもの権利というのは本当に難しいと思っています。それは保育現場、教育現場もそうですし、保護者の皆様にとってもやっぱり悩ましい問題かなと。現場にいる者として、常にどうしたらいいのかなと考えているところです。</p> <p>質問でも何でもないので、思うところを述べさせていただきました。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、よろしいでしょうか。ほかの委員の皆様からはございますか。</p>
小川委員	<p>子どもの権利擁護に関する議論が委員の方々から行われていたんですけれども、私の妻は小学校の教員をしております。いろいろな時間の面ですとか、先生方の課題についても言及されていましたが、チーム担任制ということが実施されているそうです。1人の先生が1つのクラスを見るのではなくて、複数の先生が複数のクラスを見るということも行われています。そうしますと、今まで1人で全部解決しなくてはいけないという、先生方が時間的にも精神的にもいろいろな面で負担が多かったものが、ある程度緩和されたということも妻から聞きました。</p> <p>悩みとか負の部分ばかり着目されているところもあると思うのですけれども、教員の方々が生徒さんたちに寄り添う形で接してあげることが、子どもの権利の擁護にも将来的につながるのではないかなという意見です。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。事務局には意見ということで受け止めていただければと思います。</p> <p>ほかの委員の皆様からはいかがでしょうか。</p>
大村副会長	<p>子どもの意見を聞くワークショップを続けておられて、今後のこともこの答申の最後のほうに書いてあったと思うのですけれども、より一層推進するための子ども参加の仕組みということで、引き続きこういう子どものワークショップをされていくんだろうなと想像しています。小中高の子どもだけではなくて、先ほどから就学前の話も出ていますけれども、4～5歳ぐらいになると子どもたちは言葉をちゃんと話せるようになってくるので、幼児でも不可能ではないのかなとちょっと思っているところがあります。もちろん乳児でも泣いて自分を主張する、権利を主張していると受け止めることは可能だと思うのですけれども、そこまでは難しいにしても、話し合う時間をよく持っている園もあつたりするので、その辺も検討してもみてもいいのかなと少し思ったので、付け加えさせていただきます。</p>
大山会長	<p>改めて、ほかの委員の皆様からはよろしいですか。</p> <p>ご発言ありがとうございました。それでは、本件につきましては以上といたします。</p> <p>続いて、(3)「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定について説明をお願いします。</p>
児童青少年課長	<p>まず、資料5を御覧ください。こちらは、「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定に向けた取組の進捗状況についてご報告させていただきます。</p>

まず、1で、この間の杉並区の平成26年度以降進めてきた居場所づくりの取組からご紹介させていただければと思います。

「(1) 児童館再編の取組」です。杉並区では、ご案内のとおり子どもの居場所の取組を児童館の整備・運用を中心に行ってきたところです。杉並区の児童館は、その多くが昭和40～50年代に建設されておりまして、平成26年度当時、老朽化への対応が必要な状況となっております。また、共働き世帯の増加に伴いまして、学童クラブ需要が大きく増加したほか、乳幼児親子の居場所に対する潜在的な需要も高まっていたという状況でした。

こうした状況の中、児童館という限られたスペースでは、0～18を対象にしたサービスの充実を図っていくのに限界が生じていたことから、区では平成26年度以降、児童館の再編整備の取組を行ってきたところです。

その文章の下の「児童館再編のイメージ」を御覧いただければと思います。左側が従前の児童館が請け負っていた4つの大きな機能になってございます。このうち、上2つが小学生を対象にした「学童クラブ」の機能、2つ目が「小学生の放課後の遊び場」の機能です。継承先ということで右側に目を転じていただきますと、小学校の中で基本的には展開をして継承していく。

左側、3つ目の「乳幼児親子の居場所」の機能につきましては、右側の子ども・子育てプラザという、乳幼児親子を主な利用対象にするプラザという施設等で継承していく。

4つ目「中・高生の居場所」の機能につきましては、右側、中・高生向けの児童館であるゆう杉並の運営の充実ですとか、コミュニティふらっと永福という多世代型の交流施設と図書館の複合施設を活用した、中・高生が夕方の時間帯、専用でラウンジや多目的室等を使える新たな中・高生の居場所といったものを展開することで、児童館再編という取組を行ってきたところです。

26年度以降、令和4年度までそういった取組を進めてきまして、その下の表にあるような状況になっているところでございます。児童館は取組前は41館あったものが、右側、令和4年度現在は25館になっています。その代わりといたしまして、児童館再編の取組で表の中ほど「放課後等居場所事業」と記載がありますが、これは学校の中で居場所を行う事業でございまして、全40の小学校のうち17校で展開しているところです。また、子ども・子育てプラザ、乳幼児親子向けの施設については各地域1か所ずつ、7か所のプラザを整備しているという状況でございました。

ただ、こういった形で児童館再編の取組を進めてきましたけれども、区民の方々の中には児童館を廃止することは必要なのかというお声があったり、この児童館再編の取組について様々なご意見を頂戴していたところです。令和4年7月に岸本区長が就任したわけですがけれども、区民の中に様々な意見があることを踏まえまして、この児童館再編の取組を原則として一旦休止することといたしまして、この間の再編の取組がどうだったのかを検証したところでございます。

その検証自体は、令和5年度の9月にその検証結果を取りまとめているところです。1ページ目の(2)の3つ目の「○」にございますけれども、令和5年度にまとめた検証結果では、児童館の基本的な機能等は、学校内の居場所や子ども・子育てプラザでおおむね引き継がれているこ

とが確認できた一方、その裏面を見ていただいて2行目にございます
が、例えば学校の中の居場所だと学校になじめない子どもへの対応に課題
があることですか、学校内の居場所ではなかなか見られない児童館
ならではの特性、児童館ならではの良さがあることも改めて確認できた
ところです。

また、その下の「○」ですけれども、この検証作業を通じては、子ども
の居場所に対するニーズは実は多様なものがあるということも改めて
確認できた。そんな検証結果でございました。

こういった検証結果、令和5年度のを踏まえまして、今、杉並区
は、今後様々な困難を抱える子どもを含む全ての子どもを対象として、
もう一度どんな居場所づくりをしていくべきかというところをしっかり
見定めようという動きを取ってございます。令和6年度、今年度中に
「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定することにして、
今現在取組を進めているといった状況でございます。

2の策定に向けた取組、(1)を御覧いただきますと、今年度中の策定
に向けまして、令和5年11月から庁内全庁的な検討組織を新たに設置
し、今現在も基本方針の中身について検討を行っているところです。

この検討に当たりましては、当事者である子どもですとか関係者、そ
ういったところから居場所に対するニーズを当事者のニーズとしてし
っかり聞いて、その上でそれらを活用しながら基本方針に反映してい
こうということで、表に記載のような取組を通じまして様々なニーズを拾
っているところです。

特に子どもを対象にしたものを少しご紹介したいと思っております
で、「子どもアンケート」「子どもヒアリング」、現在も続いております
「子どもワークショップ」、こういった取組を通じて子どものニーズを拾
っているところです。

このうちのまず「子どもアンケート」ですけれども、資料5の別紙1
という形で次の資料におつけしているところです。

別紙1を御覧いただきまして、まずは調査の対象でございますが、一
番下の表にあるとおり、0～18歳まで、各500人を無作為抽出で選びま
して、合計9,000人の方にアンケートを送付しております。

裏面を御覧いただきまして、調査期間は2月9日から2月末にかけて
この調査を行っており、回収率については表に記載のとおりとなってい
るところです。

次のページ以降、A3という形で、自由記述を除く部分を集計した調
査結果を参考におつけしているところです。

表の見方ですが、一番左側が乳幼児親子を対象にしたアンケートの結果、
真ん中が小学生を対象にしたもの、右側が中・高生世代を対象にした
アンケート結果という方で掲載させていただいております。全てをご
紹介するのは時間的に難しいので、幾つかかいつまんでご紹介させてい
たきます。

まずは、4ページの間4、小学生向けの質問、「あなたは、家や学校以
外に、『ここに居たい』と感じる居場所や好きな場所がありますか」とい
う設問に対して、「ある」と答えたのが73.9%でしたが、一方で24.8%
の子どもが「ない」と答えています。右側、中・高生世代については「な
い」が36.9%といった形で出ております。

少し飛んで恐縮ですけれども、5ページの間7も小学生と中・高生の
ところを見ていただければと思いますが、間4で居場所が「ない」と答

えた方に伺いますという設問です。『ここに居たい』と感じる居場所や好きな場所がないと答えた理由を教えてください」という設問に対して、「家や学校以外に居場所を必要だと思わないから」という回答がボリュームが一番多く 51.7%になっています。一方で「家や学校以外に居場所が欲しいと思うが、そのような場所がないから」という回答も 30.7%ある状況です。また、右側、中・高生世代も同じく「ない」と答えた子どもの中に、欲しいと思うけれども、ないというところが 23.8%出てきている。このような子どもに対して、居場所を充実した形でどう用意していくかというのが課題になってくるというところが見えております。

4ページにお戻りいただきまして、問5も小学生、中・高生を中心に御覧いただければと思います。問5については、居場所が「ある」と答えた方について、「そこはどのような場所ですか」と聞いているところです。一番多い割合が一番上の「祖父母や親戚の家」が1位でした。2位が「自然の中で遊べる場所（公園やプレーパークなど）」。また、3位は「塾や習い事などの場所」、4番目が「友達の家」という形で回答が選ばれております。

このように、プライベートな場所であつたり、3点目の塾や習い事などの場所、要は公共が提供する場所ではなく、営利活動を伴うような場所も、子どもがここは居心地がいいと思えば居場所になり得ているというのがこういった結果から分かってくるのかなと思っております。

また、5番目以降を見ると、「運動やスポーツができる場所」、6番目が「図書館」、7番目、8番目で「学童クラブ」や「児童館」が出てくるという形で、しっかり公共の居場所を目的にしている場所も子どもの居場所になり得ていることも、ありがたいことに改めて確認ができたのかなと思っております。

右側、問5の中高生世代の回答を見ますと、1位は変わらず「祖父母や親戚の家」ですが、特徴的なところとして2番目に多かったのが「学校の授業やクラス以外の場所」、主に部活やクラブ活動というところが2番目に多く選ばれていたり、あとは3番目に多いのが「オンライン空間」ということで、SNS、オンラインゲームなどが多いのは中・高生特有の回答状況が見えているところです。

次に、5ページの間6では、小学生、中学生ともに、居心地がいいと答えた場所が「なぜ『ここに居たい』とを感じる居場所や好きな場所だと思いますか」という設問もさせていただいているところです。時間の関係もあるので、回答は割愛させていただきますが、こういった設問も聞かせていただいている状況でございます。

あとは7ページを御覧いただきまして、それぞれ乳幼児、小学生、中・高生、それぞれ問9という形で、「杉並区には、下記のような施設や場所、事業があります。あなたは、これらの施設や居場所を『知っていますか』あるいは『利用したことはありますか』』という設問を聞かせていただくと同時に、それぞれの施設について「この施設がこうなればいい、この居場所がもっとこうなればいいと思うことはありますか」というのを自由記述で聞かせていただいているアンケートになってございます。自由記述は非常にボリュームミですので、今回おつけできておりませんが、このようにそれぞれの居場所が今後どうなればいいと思うのかというところも併せて聞かせていただいて、今後の素材にさせていただいているという状況でございます。

	<p>以上が子どもアンケートという形で聴取をしている状況です。</p> <p>次が、資料5の別紙2になりまして「子どもヒアリング」になります。こちらも上の表に記載があるように、様々な属性の子どもの居場所に我々職員が出向いて行って、その出向いた先で子どもの居場所に対する思いをヒアリングさせていただいている状況でございます。</p> <p>聞いた設問はその下に書いてありますが、「家や学校以外で良く行く場所はどこですか」とか、「そこでどんなことをするのが好きですか、そこに行くのはなぜですか」。また、裏面に行きますと「こんな場所があったらいいな」と思うところはどこか、こういったことをそれぞれの場所で聞かせていただいて、今後のヒントにさせていただく、このような意見聴取も行っている状況です。</p> <p>また、「子どもワークショップ」という形では、今回、参考資料としてつけさせていただいておりますけれども、30名募集のところ全45名の応募がございまして、45人を対象にワークショップを現在させていただいています。先ほどご説明があった子どもの権利のことと子どもの居場所のことについて、全6回を通じて子どもからワークショップという形で意見聴取をする取組も行っているところです。</p> <p>このような形で様々な子どもの意見を聴取しながら、今、基本方針の内容の検討を行っている状況になってございます。</p> <p>もとの資料5にお戻りいただきまして、3ページ以降を改めて御覧いただければと思います。</p> <p>このような形で基本方針をつくる途上でして、まだまだ内容は今検討中ではあるのですけれども、基本方針の骨格と素案に盛り込む内容を案という形でご紹介させていただければと思います。3ページ以降、骨格として載せさせていただいております。</p> <p>まず、第1章「はじめに」ということで、この間の子どもの居場所づくりの取組や方針策定に至った趣旨や経緯、3点目が「対象とする子どもの範囲」、4では「基本方針の位置付け」を記載する予定です。</p> <p>3の「対象とする子どもの範囲」では、0歳～18歳未満の子どもを対象に居場所づくりを今回論じていきたいと思っております。</p> <p>こども基本法では、子どもの定義は「心身の発達の過程にある者」とされていおりますけれども、まずはこの基本方針では0～18歳をしっかりと考えて、「※」にあります。18歳以上の若者の居場所については、別途、今後検討していくということを書き込んでいきたいと思っております。</p> <p>第2章は「子どもの居場所に関する基本的事項」です。</p> <p>1点目は「子どもの居場所とは」ということで、今回やった子どもヒアリングや子どもアンケート等から見えてきている、杉並区の子どもの居場所になっている場所や居場所に求める要素を子どもの声からまとめたいと思っております。</p> <p>次、2では「子どもの居場所に関係する者に求められること」ということで、公であれ民であれ、子どもの居場所になり得ているところに携わっている者には守ってほしいことをメッセージ的に書き込もうと思っております。</p> <p>第3章以降が「区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり」となっております。</p> <p>1で「対象とする居場所の範囲」を掲載しております。</p> <p>1点目、区が整備する子どもの居場所となることを目的としている施</p>
--	---

設や事業。2点目が、区が整備する一般区民施設、これは多世代を対象にする公園や図書館、集会施設、体育施設、そういうものをイメージしております。3点目、営利活動を除く民間が子どもの居場所となることを目的としている施設や事業で、区が補助や協働等と一緒にやっている施設・事業を対象にしているところです。

今回、3章以降で区が取組の対象にする場所を6ページ、7ページで参考として掲載させていただいてございます。この6～7ページ、対象にする居場所自体、多岐にわたりますので、1つ1つは説明を割愛させていただきますが、それぞれこういった区が提供している場所や一般区民施設、また、補助や協働等の取組で区と一緒に取り組んでいるところを対象にして、この居場所をどう充実させていくのかを考えていきたいなと思っているところです。

4ページにお戻りいただきまして、対象となる居場所を書いた後は、2や3で、今後、杉並区が子どもの居場所づくりを行っていく上での理念や基本的な考え方を書き込むことにしているところです。今はこういった項目を盛り込んでいくのかなというところで、ポイントを記載しているところです。

4は、こういった理念や基本的な考えに基づいて、先ほど御覧いただいた子どもの居場所づくりの対象とする施設や事業を今後どうやって方向性、具体的な取組をやっていくのかというところをこの4に載せていきたいと思っているところです。

(1)は、全ての子どもを対象にした居場所ということで児童館。(2)は年齢別の居場所づくりということで、小学生、中・高生、乳幼児ごとにそれぞれの居場所をどうしていくか。(3)については、特別なニーズに応じた居場所づくりということで、これはターゲット型の居場所になろうかと思えます。様々な困難を有する子ども、障害や貧困、不登校、外国籍、こういったお子さん向けのターゲット型の居場所をどうしていくのか。(4)では、「公園等の一般区民施設の充実」、先ほども申し上げた多世代を対象にした施設、公園や体育施設、集会施設、図書館をどのように子どもの視点からブラッシュアップしていくのかというところを書き込みたいなと思っているところです。

次、5ページに行ってくださいまして、第4章では「多様な居場所が増え、居場所を必要とするすべての子どもが居場所につながることを目指して」としまして、1点目は「多様な担い手との連携・協働」です。行政が行う居場所だけでは当然不十分ですので、多様な主体による居場所を増やしていくために区ができる支援を書き込もうと思っております。2点目は、「子どもと居場所をつなぐ情報発信」。子どもがアクセスしやすいようにしっかり情報発信をしていく。3点目は、「子どもの居場所ネットワーク」をしっかりつくっていく。4点目は、子どもの居場所になり得ているところへ子どもの権利擁護の視点を普及啓発していくための取組を書こうと思っております。

第5章では「子どもの居場所づくりの推進に向けて」ということで、推進組織や推進体制を入れ込むことを予定しているところです。

こういった骨格をもとにしながら、今、内容の調整をしているところでございます。

最後「今後のスケジュール」でございますが、記載のスケジュールが少し後ろ倒しになりそうでした、8月となっておりますが、9月頃を予定しておりますが、基本方針(素案)、またはそれに類するようなたたき

	<p>台を皆様方にお見せしていきたいなと思っているところです。</p> <p>それを経まして、10月上旬にその素案に対する意見聴取で、オープンハウス型の説明会を行っていくことを予定しております、令和7年1月に最終的な基本方針を策定するというスケジュールで取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>少し長くなって恐縮ですが、説明は以上になります。</p>
大山会長	<p>「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定について、経緯も踏まえて基本方針の素案に盛り込む内容等をご説明いただきました。</p> <p>それでは、皆様からご質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p>
有馬委員	<p>単純な質問ですけれども、資料5の3ページの一番下にあります「区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり」の「対象とする居場所の範囲」で、「○」「○」「○」とあって、最後に「※」で「学校(教育活動)や保育園・幼稚園等は、子どもによっては～対象とはしないということ」を付記する」とされているのですけれども、この上に書いてある「○」3つ全部に対してこれは適用されるということでしょうか。それとも一番下の民間に関してだけそれが適用されると読めばいいのでしょうか。読み方だけお願いします。</p>
児童青少年課長	<p>大変失礼しました。この「※」は全てにかかっていると読んでいただければと思います。今回、家でも学校や保育園・幼稚園でもないようなサードプレイス、第3の居場所のようなところをどう充実させていくかというのを主眼に書き込んでいきたいなと思っていますので、今現在はこのような考えで思っているところでございます。</p>
小俣委員	<p>二十数年、地域で社会資源として子どもたちとお母さん、お父さんを支えてきて、居場所はそれこそ子どもも大人も、と考えてきていたところですが、今まで児童青少年課の方々や地域子育て支援課と、地域から見ますと比較的縦割りの部分がありました。広場事業がゆうキッズであったり、こちらの広場であったりというところで、一緒に研修なり、一緒にお話をする場が長らく設けられていなかったと思っています。せっかくいい方向を向いているのだけれども、なかなかその辺が交わることができなかったということが実は地域の中では課題でした。</p> <p>今後、こういった子どもたちの今後の方向性というところで、多様な担い手、まさに地域の社会資源がいろいろなところで、小さな団体さんもありますし、今、NPOとかで比較的頑張っているところもありますけれども、今度、子どもの居場所というところでは共通事項としてそちらにおつなぎすればざっくり全部見ていただけるようになるかと認識してよろしいのでしょうか。</p>
児童青少年課長	<p>当然、居場所を担ってくださっている一部だと思っているので、そのように捉えていただいていいのかなと思っています。そういう意味では、多様な担い手による居場所をどう増やしていくかということにも関わりますし、あとは第4章の3で書かせていただいているような「子どもの居場所ネットワーク」といったところでも、今までは地域子育てネットワークという形で別の切り口の取組がありましたけれども、それは公であれ民であれ、居場所を運営している方をつなぐようなネットワークでは少しなかった部分があるので、この基本方針の中では、公であれ民であれ多様な主体であれ、そういったところで居場所を担ってくださっている方をエリアでしっかりネットワークとしてつないで、それこそ今おっしゃっていただいた情報共有とか、やっていることの確認とか、それを知った</p>

	<p>上で双方がよりよくなっていく仕掛けといったものをしっかり設けていきたいなと今現在思っているのですが、そういった視点で書き込んでいけばいいなと思っております。</p>
小俣委員	<p>大変ありがたいことで、すごく長らく時間がかかったなと思うのですが、同じ方向ですが、窓口がいくつかに分かれていて、どこにお伝えしていいのかとか、どこと一緒に研修ができるのかとか、そういうのが見えそうで見えないところだったので、今後こういった方向のことでお話しできるのであれば、そちらに全部ということでもよろしいということですか。</p>
児童青少年課長	<p>そのネットワークの中核をどこが担うのかというのはまだまだ検討中ですが、それは当然、児童青少年課であれ、地域子ども支援課であれ、同じ方向を向いて、同じ部でやっていますので、どちらにご相談いただいてもいいのかなと思っております。</p> <p>ただ、ネットワークのことを書き込むときには、どこが中心的に核となって担っていくのだというところも併せて検討したいなと思っておりますので、その辺が改めて出たときにはそこが中心になっていくと捉えていただけるといいのかなと思います。</p>
小俣委員	<p>ありがとうございました。しっかりと持って帰りたいと思います。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。ほかの委員、お願いします。</p>
小林委員	<p>児童館の職員の数が非常に少ないと思うのです。その辺、今後増やす予定はないのでしょうか。子どもの数に対して職員の数が少なくて、事故が起きないのが不思議なぐらい、子どもたちが暴れ回っているのです。それで事故が起きると、職員の方の責任になってしまいますので、もう少し職員の方のことを思ってあげてほしいのですけれども。</p>
児童青少年課長	<p>この基本方針の中では職員の数をどうしていきましょうかというのは少し対象外かなと思っはいるのですけれども、ただ、児童館の方向性がどうなるのかまだまだ検討中ではあるのですが、国が児童館は今後機能強化をしてというのを示して、まだまだ児童館の果たすべき役割があるよというワーキンググループの結論も出ているところです。</p> <p>そういったものを参考に、仮に児童館が機能強化をしていくのであれば、それにふさわしい人員はしっかりつけていくべきだと思っておりますし、今後の展開に応じてしっかりその居場所を支えるためだけの職員を、これまでも我々は配置しているつもりではあるのですが、もう一度、今後進んでいく居場所づくりの方向性に従ってしっかり職員も手当していきたいなと思っております。</p>
小林委員	<p>夏休みとか長期休暇のときは非常に学童の子どもたちがたくさん行っているのです。そういうときに職員の数が少ないから、例えばアルバイトを雇うとか、前、ありましたよね。そういう形にして、職員の負担を少しでも減らしてあげればいいのかと私は思います。</p>
児童青少年課長	<p>ありがとうございます。今現在もアルバイトさんの力をお借りしながら、しっかり必要な人員を張るようにはしているところですが、今いただいたご意見をしっかり参考にして取り組んでいきたいと思っております。</p>
小林委員	<p>時給は安くないですか。アルバイトの人の時給が安くて集まらないというようなこともあるのではないですか。</p>
児童青少年課長	<p>大丈夫です。実は今回、時給も大幅にアップしております。どこでもそうですけれども、福祉現場も人材というのが、どう採用、育成していくのが課題になっていて、しっかり採用できるだけの時給というか、報酬</p>

	<p>額ということで、この令和6年度のタイミングで、令和5年度に比べて相当、150円ほど上がっているところもありますので、しっかり人を確保できるだけの報酬というのを見ながらやっていきたいなと思っているところです。</p>
小林委員	<p>ありがとうございます。子どもたちは宝物ですから、ぜひ上手に育てていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
中村委員	<p>今、ちょうど児童館、学童クラブのお話が出たので、1つ質問です。 児童館、学童クラブ、放課後居場所、この3つのところには、小学校、中学校にある保健室のような施設がないのですよね。放課後居場所などと、子どもたちが何かけがをしても、授業がもう終わりの時間だから保健室には行かないでくださいと。でも、子どもたちはふだん通っているから、膝を擦りむいて血が出たから保健室に行ったら、先生に「向こうに行つてね」と言われて戻ってくるわけですね。そういうことも矛盾があるかなと思っているのと、近頃、支援がなくてはいけなようなお子さんたちもいらっちゃって、児童館とか放課後居場所、そういうところに看護師さんとかが、常駐まではいなくても、いてくださったら安心なのではないのかと。 特に障害の重いお子さんをお預かりしている学童クラブでは、素人たちがそういうお子さんを見ているというちょっと危険なところもあるのではないかと私は感じているところがありまして、ぜひそのところをご検討いただけたらなと思っております。</p>
児童青少年課長	<p>確かに児童館や放課後等居場所の中では保健室が、放課後の時間になりますので、先ほどの働き方改革にも通じるかもしれませんが、どうしても切り分けが必要になってくるというところで、今はなかなか活用が難しい状況です。ただ、一方で救急対応できるだけの備品類ですとかは備えていますし、あとは、確かにちょっと手狭ではありますが、静養できるようなスペースをできるだけ設けるように努めているところです。 支援が必要なお子さんの利用があったときのために看護師をとのご発言があったかと思えます。支援が必要なお子さんについては、学童クラブでは、その支援度、介助度に応じてしっかり加配の職員を張るようにしておりますが、それは看護師ではないというのが現状ではございます。医療的ケア児の方が学童クラブをお使いになるときはしっかり看護師を配置して対応しているところですが、それ以外では今はちょっと看護師の配置は人員体制的には難しいかなというところです。 いずれにせよ、今のご意見については今後の参考にさせていただきます。</p>
佐藤委員	<p>子どもの居場所の1つである子ども食堂についてですけれども、今、娘も小学1年生で今週から夏休みに入っているのですけれども、親御さんたちから話をすごく聞くのが、お昼ごはんの問題があります。 学童もお弁当を毎日作らないといけなくて、すごく大変というお話を聞きます。そんな中で子ども食堂さんが夏休みは結構多めにお弁当や何かを提供してくださったりというお話も聞くのですけれども、以前、すぎなみ協働プラザの交流会で子ども食堂を運営している方とお話ししたときに、全体的に団体の高齢化が進んでいて、今後どうやって存続していこうかというお話がありました。 私は最近、Xで、子ども食堂さんはどうやって今後続けていけばいいのか、若い人たちにつなげていけばいいかなとつぶやいたところ、杉並区ではない方ですけれども、若い人たちからも反応がありまして、存続</p>

	<p>していくというところで、次の世代の人たちにつなげていく動きだったりは何かありますでしょうか。</p>
子ども家庭部管理課長	<p>子ども食堂に関してということですので、私からお答えさせていただきます。</p> <p>子ども食堂は、区内に子ども食堂ネットワークという任意の団体がございまして、委員もよくご存じかと思うのですが、約 50 弱の団体がそこに加盟をしていらっしゃいます。皆様方、個々に活動をされていらっしゃるのですが、区としましても、昨年度、物価高騰の対策ということで食材の購入費について補助金を出したのですが、それは令和 5 年度のみということでした。</p> <p>ただ一方で、区としての支援も今後大きな課題だということで、私ども子ども家庭部と、福祉的要素を持っていらっしゃる家庭の方も多いということで、保健福祉部の各所管が連携をしながら今後いろいろ考えていきたいと思いますということで、区としても今いろいろ検討を進めているところです。</p> <p>一定程度形になりましたら、様々な事業の展開ということで皆様方にもお知らせできると思いますので、その辺りは前向きに検討したいと考えております。</p>
大山会長	<p>ほかの委員の皆様からはいかがでしょうか。</p>
四童子委員	<p>ご説明どうもありがとうございます。中・高生の大好きな居場所があるという 4 ページの中で、高倉課長からもご発言がありましたけれども、ファストフードやカラオケボックス、友達の家、おもしろいのがオンライン空間ですよ。それはそうだよなと思いながら聞いておりました。</p> <p>ただ、こういう場所、スペースに対して行政がどのようにサービスをすることができるのか全くイメージができなくて、児童館の再編をもう一度見直そうというのも分からなくもありませんけれども、どういうイメージでいらっしゃるのか聞かせていただければ。</p>
児童青少年課長	<p>オンラインの居場所に関してということですか。</p>
四童子委員	<p>ファストフードとかとなってしまうと、行政がどうかということではないのかなど。</p>
児童青少年課長	<p>先ほどの基本方針の第 3 章以降の子どもの居場所づくり、区が行っていく対象は、先ほどご説明させていただいたように、少し対象を絞って、区がやれることの対象になっていくと考えています。</p> <p>ただ一方で、今ご紹介いただいたような営利による居場所だったり、オンラインの居場所、我々公共が関われないような居場所も子どもの居場所に広がっているということは、こういった結果でも分かっているので、先ほどもご紹介した第 2 章の 2 のような形で、公共がコントロールできるところではないけれども、子どもの居場所になっているところに携わっている方にはこんな視点で子どもの居場所を運営してほしいとか、こういう居場所であるといいなというのは、少しメッセージ的に書き込んでいければと思っています。公共が直接はコントロールできないですが、そういったことを書き込むことでこの基本方針の対象にしていきたいなというのが今の考えです。</p>
四童子委員	<p>カラオケボックスなどになってしまいますと、たまにはそういうのを楽しむために利用するのは構わないと思うのですが、よくないような集まり方をするのが心配だと保護者視点では思う方も多いのでは</p>

	<p>ないかと思いますので、そうならないような訴えかけやアプローチを取り組んで欲しいというのが1点。</p> <p>次にいま現在、障害を持つ子どもたち、中学生、高校生の居場所に関して、児童青少年課と障害者施策課が部横断で検討いただいていると聞いております。当初、令和8年为目标だったものが1年前倒しになり、令和7年にトライアルでスタートということも聞こえてきましたが、大変ありがたく思っています。こちらも保護者の意見がいろいろあるかと思いますので、吸い上げていただきながら、良い場をつくっていただきますようお願いいたします。</p>
障害児支援担当課長	<p>トライアルで7年度というのは正式な情報ではなくて、令和8年度に向けて調整させていただいております。ただ、この機会に、いろいろご意見を伺いながらしっかり進めていきたいなと思っているところでございます。</p>
大山会長	<p>ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>ご発言ありがとうございました。それでは、本件につきましては以上といたします。</p> <p>議事については以上となります。</p> <p>事務局から、その他、連絡事項があればお願いします。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、次回の日程についてご連絡させていただきます。</p> <p>次回につきましては少し間が空きまして、12月頃を予定しております。日程につきましては後日改めて委員の皆様のご予定を確認させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>今回の会議では子ども家庭計画について素案をお示しし、ご意見を頂くほか、子ども・子育て支援事業計画の令和5年度分の点検・評価等を予定してございます。引き続きどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
大山会長	<p>皆様、お疲れさまでした。円滑な進行にご協力いただき、感謝申し上げます。</p> <p>それでは、これもちまして第2回子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>